

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知（4件）（治山林道課）	1
○道路の区域変更（2件）（道路課）	2
○道路の供用開始（2件）（ 〃 ）	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	2
○争議行為の予告（雇用労働政策課）	3
正 誤	
○正誤（平成20・8・29付け 告示ほか）	4

告 示

高知県告示第755号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
室戸市羽根町字コラヅクロミ甲3367から甲3369まで、甲3372の1、甲3372の2、甲3373、甲3374の1、甲3374の2
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 次の森林については、保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的

の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、当該指定の日から10年を超えない期間内に行う伐採については、イにかかわらず、主伐として伐採をすることができる。

字コラヅクロミ甲3367から甲3369まで、甲3374の1、甲3374の2

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第756号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
宿毛市山北字百日山1216から1218まで、1219のイの1、1219のイの5、1219のイの7、1219の2、1219の12、1219の15、1219の17、1219の24、1219の39、1219の41、1219の43、1219のロ
 - 指定の目的
水源のかん養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 次の森林については、保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、当該指定の日から10年を超えない期間内に行う伐採については、イにかかわらず、主伐として伐採をすることができる。
字百日山1216から1218まで、1219のイの1、1219のイの5、1219のイの7、1219の2、1219の12、1219の15、1219の17、1219の24、1219の39、1219の41、1219の43、1219のロ
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- ### 高知県告示第757号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐下家地字三郎チ1590、1606から1608まで、2185の6から2185の9まで、2185の12
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 次の森林については、保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、当該指定の日から10年を超えない期間内に行う伐採については、イにかかわらず、主伐として伐採をすることができる。
字三郎チ2185の6・2185の8（以上2筆について次の図の示す部分に限る。）
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- ### 高知県告示第758号
- 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
- 平成20年12月26日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大正大奈路字竹ノ谷923の14
 - 指定の目的
水源のかん養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。
 ウ 次の森林については、保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、当該指定の日から10年を超えない期間内に行う伐採については、イにかかわらず、主伐として伐採をすることができる。
 字竹ノ谷923の14
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年12月26日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町地藏寺字常夜燈680番4から土佐郡土佐町地藏寺字炭ガマ770番1まで	前	7.0	768
		35.0	
土佐郡土佐町地藏寺字四ツ辻710番14から土佐郡土佐町地藏寺字四ツ辻715番6まで	A	7.0	231
		13.8	
土佐郡土佐町地藏寺字四ツ辻723番1から土佐郡土佐町地藏寺	後 B	7.8	62

字炭ガマ753番2まで 土佐郡土佐町地藏寺字常夜燈680番4から土佐郡土佐町地藏寺字炭ガマ770番1まで	C	10.4	565
		11.0 39.0	

高知県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年12月26日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桂浜宝永
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市仁井田字菖蒲谷3636番11から高知市仁井田字菖蒲谷3636番30まで	前	13.9	30
		16.8	
	後	13.9	30
		25.6	

高知県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成20年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年12月26日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桂浜宝永
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

高知市仁井田字菖蒲谷3636番11から高知市仁井田字菖蒲谷3636番30まで	30	平成20年12月26日
--	----	-------------

高知県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成20年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年12月26日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町長澤字長沢山275番7から吾川郡いの町長澤字長沢山275番1まで	103	平成20年12月26日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年12月12日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
 平成20年12月12日（揭示済）
 高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年12月	特定非営利活	元吉 勝美	高知市百石町	この法人は、元気な農業のある地域社会の実

12日	動法人 こうち アグリ ネット		一丁目 3番15 号 百 石ハイ ツ 現に向けて、農業団 体、市民、企業、研究 機関、行政等と連携 し、新しい形態の市民 農園を中心に、地産地 消や食の安全安心等の 推進に関する諸事業を 行うことを通じて、豊 かな社会づくりに寄与 することを目的とす る。
-----	--------------------------	--	---



平成20年12月11日付けをもって高知県赤十字血液センター労働組合執行委員長江川功から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成20年12月12日 (揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
休日出勤手当の破棄通達について
- 2 日時
平成20年12月24日以後、要求貫徹までの連日又は小期間にわたる期間
- 3 場所
高知県赤十字血液センターの全職場又は一部の職場
- 4 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平20・8・29	9072	○告示	2	右 (12)	<u>立木の伐採の限度</u>	<u>立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</u>
平20・12・9	号外45	◎規則	16	右 (5)	<u>(掲示済)</u>	<u>(掲示板)</u>